

## 2018年9月定例会代表質問（大要）

森下よしみ議員（八幡市）

2018年9月20日

### 【森下よしみ議員】

日本共産党の森下よしみです。日本共産党府会議員団を代表して、「安心して住み続けることの出来るまちづくり」の観点から、3つのテーマで質問をいたします。知事並びに教育長におきましては前向きなご答弁をお願いします。

### **大阪北部地震、西日本豪雨災害、台風21号一連続する災害被災者への支援拡大を**

災害対策について質問します。

6月に大阪北部地震、7月には西日本豪雨災害、そして9月に入って台風21号とどれも皆今日までに経験したことのない大きな災害を全国的にも、京都にももたらし、台風21号の被害が、次々に明らかになって来ています。さらに9月6日には北海道厚真（あつま）町で震度7を記録したのをはじめ大規模な地震が起き、この災害で亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申を申し上げます。国と各自治体には、被災者に寄り添った支援を望むところです。

質問に入ります。6月18日大阪北部地震では、八幡市では震度5強という経験したことのない被害を受けました。2117件の罹災証明申請がだされ、8月31日現在で、半壊が5件、一部損壊が1919件と判定されました。一部損壊の内容は、屋根の損壊、壁に亀裂が入り、早急に修繕しないと雨もりがするなど、被災者にとって深刻な事態となりました。一般住宅をはじめ文化財、学校、府営住宅、市営住宅にも被害が及びました。

しかし深刻なのは、9月4日の台風21号によって被害がさらに広がったということです。せっかく屋根を修理したところがまた、瓦が飛ぶなどの被害を受け、そして修理が終わっていないところでは、ブルーシートが飛んだために破損が広がっています。そして改修工事が、順番待ちで2～3ヶ月先になると言うところも出ています。

今回の大阪北部地震で災害救助法並びに被災者生活再建支援法が、大阪府では12市1町に適用されました。高槻市や枚方市の大阪北部圏域には適用されましたが、枚方市とほぼ同様の被害を受けている八幡市には、災害救助法が適用されませんでした。災害救助法の適用は、知事が、市町村からの情報収集等により適用の可能性を検討することとなっています。「多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合。」とあります。そこでしょうかいいます。

災害救助法の適用では、隣接都道府県と同様の被害が生じている場合、都道府県単位でなく広域的な観点から柔軟な適用が求められています。また、被災者生活再建支援法の適用要件についても、一部損壊の被害者等も支給対象とするなどの拡充が必要と考えます。これらを国に働きかけると同時に、京都府の地域再建被災者住宅支援事業についても適用要件の緩和、支給対象の拡充が必要と考えますがどうでしょうか。

つぎに、今回の地震による被害者に対する支援を、本府は我が党議員団からの申し入れを受け、住宅耐震改修助成制度適用基準を緩和し支援する方針を打ち出しました。八幡市ではこの事業開始に時間がかかりましたが、多くの市民から申し込みが殺到しました。8月末現在で耐震診断60件、簡易耐震改修(30万円を限度とするもの)72件、(40万円

を限度とするもの)が11件の補助を認定しています。

しかし「住宅耐震改修」という枠の中で考えることから、全面的に軽量瓦屋根に吹き替えることなどが条件で、一部改修は適用されないなど課題が生じています。助成制度からはずれ、修繕費に100万円から200万円以上の見積もりが出て、どうしようかと途方に暮れておられる市民の声も沢山聞きました。さらに、その後の豪雨災害や台風などの影響もあり、すでに借家に転居された家も出てきています。

そこでおたずねします。

大阪北部地震の際に、住宅耐震改修助成制度を拡充しましたが、支援対象は耐震化を伴うものに限られ、対象となる災害も限定されています。先日発生した台風21号などの被害にも対応できるよう、運用の拡大をはかる必要があると考えますがどうでしょうか。

つぎに、地震でブロック塀が倒壊し、小学生が下敷きになって亡くなったという痛ましい事故がおきたことで、ブロック塀の補強・撤去や安全対策が問題になっています。本府においても対策が完了していない小・中・高等学校、特別支援学校などが多く、本府は、全国平均と比較しても対策が遅れていることが明らかになっています。保育園や幼稚園も含め、公立・私立を問わず早急な対策が必要です。今議会で補正予算が提案されましたが、予算執行を前倒しして支援を講じるべきと考えますがどうでしょうか。

また、空き地・空き家の危険なブロック塀は、地域住民の大きな不安になっています。市町村でも苦勞されているところですが、府として支援策が必要と考えますがどうでしょうか。

## 高齢者の願いにこたえた介護保険サービス、地域体制の充実を 保険料、利用料などの自己負担軽減への支援拡大を

つぎに、社会保障としての介護の問題についておたずねします。

わが党議員団は、今年6月から9月の期間、各地域で高齢者の暮らしの実情などを直接お聞きする実態調査をおこなっています。その中で、「国民健康保険料・介護保険料の負担について」の設問に対して、「(保険料が)重くて大変」と回答された人は、「少なくともこれ以上引き上げないでほしい」という声が多数出されています。暮らし向きは「苦しくなった」という人が多く、共通して医療費、国保料、介護保険料の負担の重さ、年金の少なさに対して不満と、今後の生活に不安を感じている。という声が上がっています。

ある92歳の男性は、元気な頃には地域で老人会の役員をしたり、奥さんは、民謡同好会の仲間と一緒に「介護が必要になったときには地元の老人ホームでお世話になりたい」とボランティアで慰問する活動をされていました。ところが、奥さんがパーキンソン病を発病し、要介護3と認定され、施設入所を希望したとき、近くの特別養護老人ホームは待機者がいっぱい入れない。さらにご自分が脳梗塞で倒れた時救急車で運ばれた病院は、30分以上もかかる遠く離れたまちであった。と不安や不便さを訴えられました。「長年住み慣れたまちで老後を安心して暮らしたい。」と言う希望がたたれているのです。こういう話は各地にあります。

・75歳男性のお話では、奥さんが昨年12月に緊急入院、現在は老健施設に入所中であるけれど、3ヶ月で施設を転々とさせられている。介護保険を利用しての在宅生活はとても無理だと言われている。精神的に参っている。と介

護疲れを訴えられています。

60代の女性は、89歳の母親と病気の夫と同居で暮らし、ダブルケアの状況で、年金は5～6万円しかなく、パートもしている。医療費負担も重く、経済的にも大変苦しいと訴えられました。

やっとの思いで身を寄せ合って生きている家族にとって、介護保険料は払っていても、必要になったとき利用料の負担が厳しくて利用を控えているという人も決して少なくありませんでした。

安倍政権は、8月1日から、高齢者の医療・介護サービスを利用した際の自己負担を一部引き上げました。介護保険ではサービス利用者の原則1割の自己負担割合を、「現役並み」の収入があるとされる65歳以上の人については2割から3割に引き上げました。さらに3割負担の利用者のうち、保険料が払えず2年以上滞納した人については、4割に利用負担を引き上げるなどの罰則も強化されました。全くひどい仕打ちです。

そして、介護保険料が年々上がることで滞納者が増加しています。厚生労働省の調査では、2016年度に保険料の滞納によって差し押さえの処分を受けた65歳以上の人は、前年度から2割も増加し、過去最高の1万6161人と報告しています。京都府内では、2016年度滞納者は14,336人で、差し押さえ処分を受けた人が、322人という異常な事態です。

知事はこれらの実態をどう受け止めておられますか。

引き上げられてきた介護保険の負担割合を元に戻すとともに、低所得者に対する保険料・利用料の負担軽減対策を真剣に考えるべきではありませんか。国による恒久的な対策を求めると同時に、府として低所得者への助成制度を検討するべきとかがえませんがいかがですか。お答えください。

さらに、安倍政権は、保険料負担増の一方でサービス給付内容の削減を次々進めてきました。現在無料で行っている「ケアプラン」作成を有料化しようとしています。これは新たに介護保険を利用しようとする人への大きなハードルとなります。

すでに要支援1・2の人の訪問・通所介護については介護給付の対象外にされ、市町村の「総合事業」に丸投げされました。今度は要介護1・2の生活援助までも介護保険から外し、「総合事業」に移すことが狙われています。今後介護保険の利用抑制や「軽度者切り捨て」がすすめられ、必要なサービスが利用できなくなれば、早期に適切な支援が受けられなくなって逆に「重症化」を招く事態となり、利用者と家族にさらに大きなしわ寄せがいくことになります。

私は地元の地域包括支援センターでお話を聞きました。地域包括支援センターでは、介護保険から外れた人、要支援と認定された人、要介護認定を受けていてもサービスを利用していない人などから、地域の高齢者のさまざまな相談によっておられますが、要介護と認定され、「負担が重いため、介護サービスを受けない。」というケースもあり、厳しい現場の実態をお聞きしました。

そこどうかかります。

介護保険の新総合事業導入によって、必要なサービスの切り捨てが行われないように、国に求めるべきと考えますがどうでしょうか。また、京都府として地域包括支援センターへの支援を強化し、在宅医療・看護・介護の体制強化をはかるべきと考えますが、いかがですか。

まずは、ここまでのご答弁をお願いします。

## 【西脇知事・答弁】

森下議員のご質問にお答えします。被災者生活再建支援についてでございます。

災害救助法につきましては被災地域の実情を把握している都道府県知事にその判断が委ねられているものでございます。7月豪雨災害におきましても住家被害が生じた世帯数にかかわらず、柔軟に適用いたしました。一方被災者生活再建支援法につきましてはその基準が住家が全壊した世帯数と明確に数値化されていることから、現行の運用では同一の災害による運用でも適用される地域と適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じております。

このため同一災害の被災者が等しく支援を受けられるとともに、支給対象についても半壊、一部損壊や床上浸水も支援対象とするよう、全国知事会や関西広域連合とも連携し、繰り返し国に要望しているところでございます。

一方京都府の地域再建被災者住宅等支援事業は、他府県で支援法が適用された場合、府内で支援法の適用基準の概ね3分の1以上の被害が発生した災害も対象とし、半壊、一部損壊や床上浸水にも適用するなど、国制度を補完する全国トップレベルの制度となっており、引き続き市町村とも連携し、被災者が速やかに生活再建できるように取り組んでまいりたいと考えています。

また木造住宅の耐震改修助成制度については、地震による建築物の倒壊等の被害から府民の生命、財産を守るため住宅の耐震性を向上することを目的とした制度であります。

この制度について大阪府北部地震の被災をふまえ、昭和56年以降に建築された耐震性が一定確保された住宅においても、地震により現実に被災した建築物については助成の対象となるよう要件を緩和したところでございます。これは今もなお耐震性が不足する木造住宅が多数存在する現状をふまえ、まず旧耐震の耐震向上を早急に進めることが本来の事業目的であることから、大阪府北部地震の被災住宅に限定して緩和することとしたものであります。

今回の台風による被害を受けた住宅につきましても、昭和56年以前の木造住宅につきましては修繕に合わせて耐震化に取り組まれる場合には、既存の耐震改修や簡易改修等の助成制度が利用できることから市町村とともに府民への周知に努めてまいりたいと考えています。

次に空地空家等のブロック塀の安全対策についてでございます。大阪府北部地震の痛ましいブロック塀倒壊事故をふまえ、全国知事会や関西広域連合から国に制度創設を求めてきたところ、ブロック塀の撤去については防災安全交付金事業として補助可能との考え方が示されたことから、京都府においても撤去費用の一部を助成する制度を創設することとし、今議会に必要な補正予算をお願いしているところでございます。

京都市や宇治市とともに各土木事務所に設置したブロック塀の相談窓口では、相談件数が1400件を超えるなど府民の関心は高く、今後とも市町村とも連携し早急にブロック塀の安全対策を進めてまいりたいと考えております。

次に介護保険制度についてであります。高齢化がかつてないほどのスピードで進行し、2025年に団塊の世代が後期高齢者になったあとも、介護を要する高齢者はますます増加すると予測されています。

こうした中で介護保険制度を将来にわたってしっかりと維持していくことが重要であると考えております。介護保険のサービス利用料については費用負担の公平化の観点から全国一律の制度として被保険者の所得の応じた設定をした上で、所得段階の最も低い段階の方々の保険料を別枠で軽減しており、今後消費税率引き上げの際にさらなる負担軽減の拡大が予定されています。

加えて京都府では国が設定した9段階にかかわらず、所得に応じたさらなる多段化を促進し、低所得者の保険料の軽減がなされるよう、市町村に働きかけております。京都府では毎年300億円以上負担して制度を支えるとともに、公費負担割合の引き上げや低所得者対策の充実など抜本的な対策を講じるよう国に対して繰り返し要望しているところでございます。

次に新総合事業についてであります。新総合事業はさらなる高齢化が進む中で高齢者の生活を支えていくため、全国一律の予防給付から地域の実情に応じて工夫ができる市町村事業に移行し、サービスの多様化をはかるものでございます。これまでから国に対しては移行によるサービスの低下や地域格差が生じることのないよう必要な財政措置と新たな担い手育成への支援を要望しており、現在すべての市町村において事業が実施されているところでございます。

市町村が設置する地域包括支援センターについては、高齢者の医療、介護、福祉の要となる機関であることから京都府独自に基幹型のセンターの立ち上げにあたって財政支援をおこなうとともに、センター職員に対する研修会を開催しております。さらに関係団体と連携して設置した地域包括ケア推進機構では在宅療養コーディネーターの育成をはじめ、在宅医療、介護のいっそうの連携をはかるなど京都府独自に地域包括ケアの充実に取り組んでおります。今後も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市町村や医療、介護、福祉などの関係機関と連携し介護保険制度の円滑な運営にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 【橋本教育長・答弁】

森下議員のご質問にお答えします。本年6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震により大阪府内の小学校のブロック塀が倒壊し、通学途中であった女子児童が塀に挟まれ、亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。あらためて哀悼の意を表します。

事故発生後文部科学省からの通知を受け、府内の各学校設置者においてはブロック塀等の安全点検および応急対策を講じるとともに、緊急度に応じてブロック塀等の撤去、安全な塀の再設置といった対策が進められております。

府立学校につきましてはブロック塀の設置されている周辺の状況や、劣化状況、法令への適合状況など総合的に勘察し優先順位をつけて改修を進めていくこととし、すでに緊急度の高い府立高校2校のブロック塀については既決予算を活用し撤去が完了しております。

残りの箇所につきましても、順次改修が可能となるよう今議会に必要経費の予算化をお願いしているところでございます。

また小中学校のブロック塀対策につきましては、国の学校施設環境改善交付等の活用が可能であることをふまえ、改修事業の促進をはかるため連日国への緊急要望をおこなったところでありますが、引き続き平成30年度の補正予算等を含め早期に十分な予算を確保できますよう国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

#### 【森下・再質問】

ご答弁いただきました。災害対策について再質問をします。

近隣府県で災害救助法が適用されている。そして同様の被害が生じている時、京都府の被災者生活再建支援法を適用できるようぜひ検討していただきたいと思っております。これが適用出来れば、一部損壊、先ほど紹介されましたように床

上浸水で被災住宅の解体経費や住宅再建経費に50万円の支援ができるのです。

地震、豪雨、台風とこれだけ被害が出ているのですから、京都府としても被災者住宅再建のための支援制度をなおいっそう拡充するべきではありませんか。国への働きかけを強めるとおっしゃいましたが、府の制度としての拡充は知事の決断にかかっていると思いますがどうでしょうか。

介護保険について再質問します。

高齢者の介護サービス利用をはばむハードルとなっているのが自己負担の重さです。低所得者の利用料を減額・免除する制度をつくり、経済的な理由で介護を受けられない人をなくすべきです。介護保険料は一方的に年金から引き落とされ、わずかな年金でやっと暮らしておられる高齢者に、介護サービスは我慢してくださいと言うのでしょうか。現状は、どんどん厳しくなっています。本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすことです。国へ強く働きかける同時に、府の独自制度として保険料・利用料の負担軽減策を真剣に考える必要があると思いますがいかがですか。

### 【知事・答弁】

森下議員の再質問にお答えします。まず災害救助法につきましては、これは大規模な災害が発生した時に速やかに避難所を設置できるとか、そういう仕組みでございまして、これは知事に判断が委ねられている部分が多いものでございまして、私も7月豪雨ではあの災害救助法の適用をしたところでございます。

一方の被災者生活再建支援法につきましてはこれはももとの基準が数値化等明確になっているものでございまして、私の判断で出来ないということでございまして、全体として制度をより適応しやすいようにして欲しいということはお願ひしておりますけれども、私の方の判断で適応できないということで、まあそういうことでございまして、適応された場合については、府独自の拡充ということによりまして手厚くしているものでございまして、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

それから高齢者の方の介護保険の自己負担についてのご質問がございました。かつて経験したことのないスピードで進む高齢化の中で介護保険制度をどうやってしっかりと維持していくのかということは、これは我々みんなに課せられた課題だと考えております。

そのなかで所得の割合に応じて介護保険料等決めているわけですが、おっしゃるように国に対しましては、引き続き公費負担割合の引き上げ等を強く要望してまいりたいと思いますが、全体としてどうやってこの高齢化社会を介護保険制度を維持しながら乗り切っていくのかということが極めて重要な課題ということを認識しております。

### 【森下・指摘要望】

答弁いただきましたが、地震・豪雨・台風と次々に、かつてない規模の災害に逢い、日常の暮らしが突然奪われ、生活基盤も壊された被災者の抱える苦難は、どこも共通しています。被災者の願いに応え、希望が持てる支援と対策を従来の枠にとどまらず抜本的に強めることを強く求めます。

介護保険について、「給付適正化」の名を借りて、国と自治体がすすめている介護サービスの利用抑制は、やめるべ

きです。そして低所得者への負担軽減を真剣に取り組んでいただきたいと求めておきたいと思います。

地域包括支援センターの体制強化の問題では、高齢者の身近な相談相手・専門家としてのケアマネジャーの育成をすすめ、介護報酬での評価や研修の保障などが必要です。京都府としても力を入れていただきますよう要望します。

## 地下水汚染・土壌汚染の原因を明らかにせよ 新名神高速道路開通に合わせた城陽市東部丘陵開発計画は中止を

京都府南部開発問題に関して伺います。

京都府と城陽市が進める東部丘陵埋め立て地の開発についてです。2023年の新名神高速道路開通に合わせ、長池先行整備地区の27haに、スマートインターと直結したプレミアム・アウトレットモールの誘致が計画されていますが、本来開発に頼っているのは住民が住みやすいまちづくりは出来ません。今やるべきことは、山砂利採取業者の違法砂利採取や産業廃棄物の不法持ち込みを容認したままにしないことです。山砂利採取後の埋め戻しとして本府が認定した10トンダンプ約3000台分の産業廃棄物を業者に自主撤去を求めたにもかかわらず、10年以上経っても撤去はわずか456台分しか進んでいません。保安林の復旧も完了していません。これらを放置したままの開発は許されません。

さらに、ネクスコ西日本が新名神高速道路ルート予定地の地盤調査を行った結果、陶器片、レンガ、木片、アスファルト片が深さ26メートルのところから出てきているのですから、プレミアム・アウトレットモールが行った土壌調査についても、府民に公表するよう求めるべきと考えます。そこでおたずねします。

こういった土壌汚染や、埋め戻しが進まない状況を放置してアウトレットモールの誘致による開発計画を進めることを市民はのぞんでいません。開発に頼らないまちづくりや違法砂利採取、産業廃棄物の不法持ち込みの問題からも、見直しが必要と考えます。がどうでしょうか。

また、城陽市の市民団体のみなさんが、東部丘陵の山砂利採取埋め立て地周辺を本年5月22日に地下水汚染について調査をおこなったところ、4ヶ所の民間井戸から環境基準値の20倍の数値を超える総水銀が検出されています。これを受けて5月29日に本府が行った追加調査でも総水銀が検出されていることが明らかになりました。城陽山砂利採取地整備公社が、砂利採取地内で行っている地下水モニタリング調査でも事業内地下水から、ホウ素、総水銀が長期にわたって検出されています。

そこで伺います。東部丘陵地の地下は、土壌も地下水も汚染されており、産業廃棄物を含むか安乳土砂との関係を究明すべきと考えますがどうでしょうか。また、基準値の15倍から25倍の水銀が検出された地下水の汚染に対する原因究明を行い、対策を講じる必要があると考えますが、どうですか。

## 南山城村メガソーラー計画は許可すべきでない

次に、米外資系企業が南山城村と三重県伊賀市の山林80ヘクタールのメガソーラー建設を計画している問題についてお聞きします。

建設計画をしている事業者は、三重県伊賀市島ヶ原地域の住民に対して、京都側の住民合意の手続きが終了したとする虚偽の説明会を行い、4自治会のうち1自治会と協定書が未締結にもかかわらず、9月5日京都府に、森林法に

基づく林地開発許可の申請をしました。これに対して住民、弁護士、研究者の皆さんは9月11日に知事に対して認可手続きの中止を求める公開質問状を提出されています。また、南山城村の自然を守る会から知事に対し「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」にもとづき太陽光発電所建設計画を許可しないよう要望書を提出されています。

南山城村の地域は昭和28年に54人もの人命を奪った「大水害」発生地です。水害や土砂災害の起こりやすい砂防指定地域であり、昨年の台風21号被害でも茶畑が崩壊し、家屋も流出した土砂に流される、という被害が発生しました。こうした地域で川を付け替えて、樹木を伐採し、ソーラーパネルを設置するというような計画は、再び西日本豪雨のような雨が降れば大災害に繋がることは目に見えています。

また、京都弁護士会の有志43名が連名で京都府と南山城村に対し、準絶滅危惧種ハッチョウトンボが生息していて、京都府文化財保護条例にもとづき環境保全地区として決定し、生息状況の実態調査や影響の評価などが終了するまで開発手続きを中止するよう求められています。

そこで伺います。京都府として南山城村におけるメガソーラー建設計画については、災害、水害、環境破壊防止の観点から問題があります。「京都府砂防指定地内行為審査技術基準」にもとづき太陽光発電所建設計画を許可すべきではないと考えますが、どうですか。

このたびのメガソーラー建設計画が認められると、なし崩し的に次々と自然が破壊され、歯止めが出来なくなります。知事の姿勢が問われていると考えますが、どのように受け止めておられますか、以上お答えください。

#### 【知事・答弁】

城陽市東部丘陵埋立地の整備についてであります。東部丘陵地は、近畿圏と中京圏の中間の国土軸上の重要な位置を占める上に、まとまった用地を有しているなど大きなポテンシャルを持っており、その効果を府域全域に及ぼすためにも新名神高速道路の全線開通に遅れることなく、整備を進めていくことが重要だと認識しています。ただ、一方では過去に自然環境の荒廃による景観の悪化や保安林の違法開発などの問題が発生したことを踏まえ、環境への適切な対応を図りながら、土地の有効活用とのバランスを踏まえて事業を進めて行く必要あると考えております。このため、京都府においては城陽市と地元の砂利協同組合で山砂利採取地整備公社を設置して、東部丘陵地の修復整備や違法に開発された保安林の復旧などにしっかりと取り組むとともに、城陽市においても条例を制定して、無秩序な土地利用を防止して環境に配慮したまちづくりを進めているところでございます。こうした中で、長池先行整備地区においてアウトレットモールの立地が決定し、立地企業からは、地域活性化に貢献することを念頭に整備を進めると伺っており、京都府としても府南部地域を中心に府域全体の発展につながるプロジェクトとなるよう東部丘陵地の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、搬入土砂の汚染についてであります。搬入土砂については、これまで一般社団法人城陽山砂利最終地整備公社が定期的に検査を行っており、土壤環境基準値以下であることを確認しております。土壤汚染対策法では、3000平米以上の土地の形質変更が行われる際に、同法第4条の規定による届け出がされ当該としての掘削部分について、特定の有害物質による汚染状態が基準に適用しないことが明らかである場合などの省令に定める基準に該当すると認められる時に調査命令を発出出来ることとされております。現在、アウトレットモール等の開発工事は着工前ですが、事業者から届け出時に調査命令が必要かどうかの判断をすることになります。また、城陽市内の地下水調査に



については、これまで、山砂利採取地内は公社が土壌地下水の保全に係る審議会を設置し、専門家の意見を求めながら年4回7か所の井戸調査で調査モニタリングを継続しております。また、山砂利採取地外は京都府が府域全域の地下水のモニタリング計画にもとづき、これまで年2回、延べ約80か所で調査を実施しており環境基準超過の井戸があれば、その周辺井戸も調査しモニタリングを実施しております。本年5月にも、開発区域の外で基準超過井戸が見つかり、その周辺25井戸を追加調査した結果、5井戸に基準超過が確認されましたが、いずれの井戸も飲用されておらず健康の被害の恐れはございません。その結果について専門家からは、「不明であるが 自然由来の可能性が高い」また「継続的に飲用しない限り健康影響のないレベル」との判断をいただいています。今後とも、環境省及び京都府の地下水モニタリングマニュアルに即して継続調査を実施するとともに、法令等に基づく指導や必要な調査を実施し、府民の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、南山城村でのメガソーラー建設計画についてであります。森林の開発に関しては森林法上は災害防止機能の代替措置が技術的にクリアされておれば許可することとされております。そこで、京都府では地元との合意形成を重視した独自条例を制定し、事業者に対し開発計画に係る説明会の開催を義務付け環境保全の協定締結を求める厳しい姿勢で対応しているところでございます。本計画に関しても、2年半にわたり説明会の開催などを指導し実施させ、協定についても計画地を含む3自治会と締結されたところです。国道163号を挟んで隣接する1自治会との締結が残っているものの、村からは「村と事業者間で包括的な協定締結を予定しており本計画により将来の村づくりにとって用地の利活用が期待できる」。また、「事業者によって事業の安全性の確保担保がなされることを条件に許可することは適切」との意見が示されたところでございます。こうした村の意見を踏まえながら、各法令規制からの指導も行い、とりわけ砂防指定地内であることから事前協議の段階で砂防法に基づく審査基準により、造成計画を点検し50年に1回の確立で降る大雨にも対応できる防災措置や工事中の災害防止対策などを講じる計画となっていることを確認しています。今後、砂防指定地内行為許可申請が提出された時点で、改めて防災面の安全性をしっかりと審査することとしております。尚、事業者から林地開発許可申請の計画書が提出され、その内容は法に基づく許可の審査基準を技術的に満たしていることを確認しましたが、さらに、森林審議会において厳格に審議をいただき最終判断をまいりたいと考えています。さらに、本件は環境影響評価 条例の対象ではありませんが、事業者が自主アセスを実施するとしたことから、京都府としても条例と同等に専門家の意見を聞いた上で、生物等への配慮について事業者に意見を送付したところです。事業開始後も継続的なモニタリング、定期的な報告を求め環境影響の提言を指導してまいります。平成28年6月からは対象事業限定せず、本件のようなメガソーラーを含む50ha以上の大規模開発事業を環境影響評価条例の対象としたところであり、引き続き開発に対しては適切に対応してまいりたいと考えております。

### 【森下・再質問】

城陽市東部丘陵地、山砂利採取埋め立て地で、深刻な地下水汚染が進んでいる。このまま放置することなく実態を明らかにし、必要な対策を講じることが緊急に必要です。先ほど答弁をいただきましたが、自然由来の可能性があると専門家の意見もあるとおっしゃいましたが、原因は、人的 可能性は否定できないという専門家の意見も一方であります。土壌汚染対策法の適用を含め、調査することを求めます。こういった問題が未解決のまま開発計画を進める

ことは許されません。毅然とした対応を求めますが、いかがですか。

2つ目にメガソーラーの問題です。林地開発条例の手続きに沿っていません。住民の合意が完了していないもとで9月5日に申請をされています。これを京都府が受理したことは許せないことです。しかも、京都府砂防指定地内行為審査技術基準において、地下水が高く、浸透水及び湧き水の多い区域、軟弱な基礎基盤区域の盛り土が原則として禁止されているところです。住民から公開質問状が出されていますが、環境破壊を許さない立場で毅然と対応されることを求めます。

いま、地球規模で大災害が続いている中で、自然災害の怖さを痛切に国民は味わっているのです。条例を遵守しない進め方は認めるべきではありません。地域住民の命、暮らし、環境を守る立場に立って厳しく審査を進めていただきたいと思いますが、どうですか。

#### 【知事・答弁】

山砂利採取地内の地下水の原因調査についてですが、これまでから公社が責任を持って実施し自然由来と評価されているところでございますけれども、さらに毎年の地下水等の調査結果を解析、評価しながら、さらに精度を高めてまいりたいと思っています。

メガソーラーの件についてでございますけれども、砂防指定地内におきまして造成工事等を行う場合、知事の許可また協議が必要となりまして京都府砂防指定地内行為審査技術基準に従いまして、工事中及び完成後の盛り土や切土等の造成計画、また、排水施設、調整池等の防災計画につきましても、厳しく厳格に審査していくことになると思っております。

【森下指摘・要望】私の政治信条は、「住民がこの街にずっと住み続けたい」という願いを実現するために力を尽くすこととしてきました。自然環境保全、住民本位のまちづくり、暮らしを優先するまち、誰もが安心して住み続けられる地域づくりの立場から質問をしました。住民に寄り添った災害支援、災害を極力防ぐまちづくりを求めて質問を終わります。